

東加古川市民総合サービスプラザにおける業務時間の変更について

1 概 要

当所における現在の業務時間を1時間前倒しし、以下のとおり改めます。

・現行「10時から20時まで」 ・変更後「9時から19時まで」

※1日あたりの業務時間、月間の休業日数は現行どおりです。

2 実施の背景

(1) 1日の利用者のうち、開所直後の10時台が最多となっており、また従前より業務開始を早めてほしいとの声もあるため、開所時刻を9時とすることで、混雑の緩和と利用者のニーズに対応します。

(2) 19時台は利用者がひと桁の日もあり、同時間帯の取扱業務は公金収納や証明書発行が多数を占めています。

ここ数年はキャッシュレス決済など支払方法の多様化、マイナンバーカード所持者対象のコンビニ交付やオンライン申請など、おおむね代替手段は確保されており、19時で閉所した場合の影響は少ないと考えられます。

【参考】1日あたりの平均利用者数（令和4年度及び5年度）

年度\時間帯		10時～20時(1日)	うち10時台	うち19時台
令和4年度	人数	170人	26.1人	9.8人
	(割合)	(100%)	(15.4%)	(5.8%)
令和5年度	人数	143人	22.0人	8.0人
	(割合)	(100%)	(15.4%)	(5.6%)

3 実施予定日

令和6年10月1日（火曜日）

4 実施までのスケジュール

- ・令和6年6月 イオン加古川店等関係先との協議
- 7月 設置管理要綱の一部改正
- 7月～9月 市民への周知

5 市民への周知方法

- ・広報かがわ9月号、市ホームページへの記事掲載
- ・利用者へのチラシ配布、各施設へのポスター掲出 等